

第6回秋田市都市再生協議会議事要旨

開催の日時 平成30年2月15日(木) 午後2時から3時30分まで

開催の場所 秋田市役所5階 第3・第4委員会室

委員の定数 18人

出席委員 14人

議 事 (1) 秋田市立地適正化計画(素案)に関する意見とその対応について
ア 秋田市立地適正化計画(素案)に対する説明会の意見と対応
イ 秋田市立地適正化計画(素案)に対する意見募集の意見と対応
ウ 秋田市立地適正化計画(素案)に対する都市計画審議会の意見と対応
(2) 秋田市立地適正化計画(案)について

審 議 日 程 1 開 会
2 会長あいさつ
3 会議の成立
4 議 事
5 その他
6 閉 会

1 開 会

司 会 | 秋田市都市再生協議会を開催します。
本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、開会にあたりまして、会長よりご挨拶を頂戴します。
会長、よろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

会 長 | 12月1日開催の第5回協議会でまとめた内容に対して、この間、事務局より市民説明会、意見募集、都市計画審議会への報告を実施いただき、そこで寄せられた意見を踏まえ、計画の記述等に関わる部分について修正したと聞いております。本日は、それらの事項について議論いただくこととしております。
また、予定では、本日が皆様から意見をいただく最後の機会となりますのでよろしくお願いいたします。

3 会議の成立

司 会

次に、次第の3、「会議の成立」についてです。

本日の会議は、定数18名に対して、14名の出席です。

秋田市都市再生協議会設置要綱第6条第2項に基づき、過半の出席をもって成立することになっていますので、会議が成立しますことをご報告します。

配布資料の確認

司 会

議事に入ります前に、資料について確認をさせていただきます。

事前送付させていただきました資料としましては、資料1『秋田市立地適正化計画(素案)に対する説明会の意見と対応(案)』、資料2『秋田市立地適正化計画(素案)に対する意見募集の意見と対応(案)』、資料3『秋田市立地適正化計画(素案)に対する都市計画審議会の意見と対応(案)』、参考資料1『将来生活サービス率の予測』、資料4『秋田市コンパクトシティ形成計画～秋田市立地適正化計画～(案)』、参考資料2『計画素案からの修正箇所一覧』となっております。

また、本日机上配布させていただきました、資料の差し替えについて説明させていただきます。

資料2の意見募集の意見と対応については、皆様に資料を配布する時点で、日程が終了していなかったことから、資料配布後に寄せられた意見を追加し、最終版の資料としてお配りしています。

資料3の都市計画審議会の意見と対応については、7ページに記載している計画名称に関する意見への対応として、変更する旨の内容としていましたが、市内部での調整の結果、計画の名称については、本市ホームページ上での検討状況の情報公開や、住民説明のための広報等により、市民に浸透している状況があるため、混乱を避ける意味も含めて、これまでどおり「秋田市立地適正化計画」としたく、市の考え・対応を修正させていただいております。

このことを受けまして、資料4の計画案については、計画名称を記載した、表紙のみを差し替え用としてお配りしております。目次以降はそのまま使用しますのでご了承願います。

参考資料2につきましても、同様の内容修正をさせていただいております。

それでは、これよりの会議進行は、会長にお願いします。

議事録署名委員の選出

会 長

それでは、はじめに、本協議会運営規約第10条第2項に基づき、議事録署名委員を選出します。議事録署名委員の選任については、私から指名してよろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
会長	本日の協議会の議事録署名委員は、A委員とB委員にお願いします。
両委員	了解。

4 議事 秋田市立地適正化計画（素案）に関する意見とその対応について

会長	<p>それでは、次第4の議事に入ります。</p> <p>本日の議事は、前回協議会にて取りまとめた計画素案に対する市民からの意見と対応、さらに、それを踏まえて修正した計画案を議論する内容になっています。</p> <p>資料をみますと本質的な部分での修正はないようですが、本協議会での議論はこれが最後になりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>進め方については、（1）がアからウに区分されていますので、その項目ごとに区切って事務局から説明いただき、それぞれで質疑を行いたいと思います。</p> <p>また、（2）については、（1）の意見を踏まえて、計画素案からの修正ということですので、変更点を中心に一括で説明してもらい、その後に質疑を行いたいと思います。</p> <p>それでは、議事の（1）「秋田市立地適正化計画（素案）に関する意見とその対応について」のア、「秋田市立地適正化計画（素案）に対する説明会の意見と対応（案）」について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>皆様からいただいた意見を踏まえ取りまとめた、計画素案に関する説明会の結果と市の考え・対応（案）について説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>説明会は、平成30年1月9日から2月4日までの期間で、市内各市民サービスセンター等を会場に計17回実施し、228人の市民に参加いただきました。</p> <p>説明会では、計画素案に関する意見のほか、市街化調整区域など郊外部での将来に対する懸念や、具体的な個別地区の将来像、既成市街地の道路・交通状況等、まちづくりに関連する様々な意見が寄せられましたが、計画そのものに対する反対意見はほとんどありませんでした。</p> <p>本日は、秋田市立地適正化計画（素案）に関わる事項を抽出した上で、市の考え・対応の案を説明させていただきます。</p> <p>資料の表は、左から、番号、意見の要旨、そして市の考え・対応を示しております。</p> <p>更に、意見を踏まえ、計画素案を修正する場合には、市の考え・対応欄の囲み線の中に、修正内容を記載しております。</p> <p>意見番号1および2については、表現に関する指摘であり、記載のとおり</p>

修正します。

意見番号3から5については、計画の運用や区域設定、位置付け等に対する意見であり、本計画の内容について、補足的に市の考えを記載しております。

意見番号6から8については、人口減少に対する解決策として、『働く場』の創出について計画に盛り込むべきといった意見です。

立地適正化計画は、市が直面する様々な課題に対し、まちづくりの面から対応しようとするものです。

生活に必要なサービス施設や居住の誘導・集積を図ることにより、各誘導区域内での、新たなサービス産業などの誘引が期待されますが、『雇用』や『経済』に直接的に対応する計画ではないことから、産業振興策との連携を強めてまちづくりを展開する旨、市の考えを記載しております。

意見番号9は、外旭川地区における大規模複合商業施設構想に関する意見で、本計画では、そのことを前提にした検討は行っていないことを記載しております。

意見番号10は、居住調整地域の設定を前提とした意見ですが、この度の計画では、任意に設定することが可能な居住調整地域の設定はしない旨、市の考えを記載しております。

意見番号11および12は、公共交通の位置付けやバスの利便性向上に関する意見であり、現在予定している公共交通に関する施策を記載しております。

意見番号13は、人口減少対策と本計画との関係についての意見ですが、人口減少等に対する適応策として、コンパクトシティの形成により持続可能な都市を目指していく旨、市の考えを記載しております。

意見番号14は、具体的にどの地域に誘導したいかを明確化すべきという意見ですが、市民生活や経済活動が自由意志に基づいて行われていることを鑑みれば、計画に反映することは困難である旨、市の考えを記載しております。

意見番号15は、居住誘導区域外における資産価値への影響についての意見であり、誘導に関する考え方とともに、資産価値への影響について、市の考えを記載しております。

意見番号16から20は、個別具体の理由により住み替えは困難であるという意見です。

市の考えとしては、都市のコンパクト化は長期的な方針のもとで、長い時間をかけて構築していくこと、また住み替えについては、ライフステージの転換期に検討いただきたいこと、更に、計画策定後の定期的な評価により、必要に応じて施策の追加を含めた計画の見直しを実施する旨記載しております。

意見番号21は、本計画の将来的な財政見込みについての意見ですが、計画に位置付ける誘導施策は、市が主体的に行う事業のほか、市民や民間事業

者への財政的な支援を実施することとしており、市の財政状況とともに、ニーズを勘案しながら実施するため、試算はしていない旨記載しております。

意見番号22は、中心市街地への直接的な居住誘導手法に関する意見ですが、現時点でその実現は困難であり、今後の参考とさせていただく旨記載しております。

説明会の結果と市の考え・対応（案）について説明は以上です。

会 長 ただ今、説明のありました説明会における意見と対応（案）について、ご意見等がありますか。

B 委 員 番号14について、具体的に地名を出さないということですが、図面で区域を確認して欲しいということでしょうか。

事 務 局 各誘導区域が詳細にわかる図面を公表したいと考えています。
なお、区域境界は地形地物で区切っており、区域がどこに設定されているか明確になるよう、図面をインターネットやパンフレット等で公表していく予定ですので、混乱はないものと考えています。

会 長 計画図書では小さな縮尺の図面ですが、例えば、今後、市役所の窓口では、1/2、500や1/5、000の縮尺の図面で明確に見られるような対応をするのですか。

事 務 局 そのような対応を考えています。
窓口相談に来る市民に対しては、区域が明確に表記された図面で対応したいと考えています。また、インターネットでの公表も考えています。

会 長 秋田市はインターネットで用途地域等を詳しく見ることができるシステムがありますが、それでも見られるようになりますか。

事 務 局 インターネットで用途地域等を閲覧することが可能な「まちづくり情報地図システム」を公開しており、このたびの各誘導区域が確認できるよう現在準備を進めているところであり、計画策定後は、様々な方法で、情報提供の機会は設けられるようにしていきたいと考えています。

B 委 員 それでもあえて地名を出さないのはなぜなのでしょう。

事 務 局 意図的に出さないわけではありません。
区域設定については、大字や小字などを基準としていないため、同じ地名であっても各誘導区域の内外に分かれることもあり、地名表示により混乱を招く可能性もあるため表示していないものです。

説明会でも町内会が分かれることに対する意見がありましたが、基準を設けて地形地物で区域設定しており、字界等を基準としていないことを説明しております。

会 長 他にいかがでしょうか。

各 委 員 なし。

会 長 他にないようですので、『案』をとり、説明会で寄せられた意見に対する市の考え・対応として確定したいと思えます

続いて、この「秋田市立地適正化計画(素案)に対する意見募集の意見と対応(案)」について、事務局より説明願います。

事 務 局 意見募集の結果と市の考え・対応(案)について説明いたします。

本日机上配布させていただきました資料2をご覧ください。

意見募集は、平成30年1月9日から2月9日までの1か月間、ホームページ、本庁、市内各市民サービスセンター、アルヴェに閲覧図書を置いて実施し、期間中、5人から17件の意見が寄せられました。

資料の表は、左から、意見提出者、項目、意見の要旨、そして市の考え・対応を示しております。

本日は、時間の関係上、主に、計画素案に対する意見について、市の考え・対応を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

項目の8番は、行政コストに対する意見です。

本計画が、行政の積極的な関与によるまちづくりとするならば、市全体のまちづくりを管理するために行政の負担が増すのではないかという懸念と、地域コミュニティを活発化させ、地域が「小さな行政」としての役割を担うことにより、行政コスト削減につなげるという提案に加え、冬期間の行政コスト削減の考え方についてです。

市の考え・対応にありますとおり、本計画における、行政コスト削減の基本的な考え方は、拠点地区への都市機能の集約化とともにその周辺に集住を進めることにより、行政投資が効率的になるということであり、コスト削減が期待される行政分野としては、道路などの社会基盤施設、ごみ収集、除雪などの巡回サービス、教育施設、バス交通などを見込んでいる旨を記載しております。

4ページをご覧ください。

項目の10番は、誘導区域外の将来的な地価の下落等に起因する、大規模集客施設や工場等の郊外化に対する懸念についてであります。

立地適正化計画策定後は、誘導施設が都市機能誘導区域外に設置される場合、届出が必要になりますが、その目的は市街地全体の観点から立地状況を

把握することが主眼となっており、「届出」は「許可」とは違うため、対象施設が都市機能誘導区域外に設置される可能性もあると考えています。

計画策定後、直ちに地価水準に大きな影響を及ぼすものではないと考えておりますが、商業・工業などの経済活動における土地利用は、用途地域など既存の都市計画制度によりコントロールしていくことから、経済活動が郊外で積極化することや、更なる自動車依存に直結するものではないと考えております。

項目の12番および13番は、計画の指標や目標値と評価に対する意見ですが、本計画と、上位・関係計画との本質的な役割の違いなどを踏まえ、本計画の目標値については、人口減少・高齢化が進む中であっても、維持すべきものとして設定しており、計画の評価にあたっては、目標数値だけでなく、それに関わる指標データから多面的に行うべきと考えております。

6ページをご覧ください。

意見書提出者の意向を踏まえ、全文を記載しておりますが、自動車と公共交通の関係、駐車場配置適正化区域の設定についての意見となっております。

本市の代表交通手段は自動車の割合が高く、自動車利用が市民生活に深く浸透していることから、今後も一定程度、その傾向は継続することが推察されます。

一方、少子高齢化の進展が見込まれている中、バスなどの公共交通は、まちづくりにおいて更に重要な位置付けになるものと考えております。

駐車場配置適正化区域は、都市機能誘導区域内に、任意で設定するもので、医療施設、福祉施設、商業施設等の誘導・集約に伴い、自動車流入の集中とともに、高齢者、買い物客等の往来が予想され、駐車場へ向かう自動車と歩行者との交錯を生じるおそれが高いエリアにおいて、駐車場の集約や、歩行者の移動上の利便性および安全性の向上を目的に設定するものです。

現時点で、駐車場配置適正化区域の設定は予定しておりませんが、本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、『秋田市バリアフリー基本構想』を定め、誰もが安全かつ円滑に移動して施設利用等ができるよう、鉄道、バス、道路などの交通施設とともに、多くの人が利用する建築物などへの連続したバリアフリー化を推進しており、本計画において駐車場配置適正化区域を設定しない場合であっても、そうした取組を通じて改善につながっていくものと考えています。

7ページをご覧ください。

項目の16番は、居住誘導区域、特に徒歩生活利便区域内における良好な生活環境づくりが必須であるとして、高陽地区を例に、都市計画道路事業の事業化などを求める意見となっております。

市の考え・対応にありますとおり、良好な市街地環境の形成は、居住誘導に資する有効な施策であり、本計画の誘導施策に位置付けているところで

一方で、現在、本市では4路線の都市計画道路事業を実施しており、当面は新規路線の事業化が困難であること、新規路線の事業化にあたっては、地域交通の円滑化や市街地の渋滞緩和など総合的な観点から路線を選定することとしている旨を記載しております。

8ページ以降の項目の17番については、県内市町村の合併による広域行政圏の確立に関する提案となっており、説明は割愛させていただきます。

意見募集での意見とその対応について説明は以上です。

会 長 　　ただ今、説明のありました、意見募集における意見と対応（案）について、ご意見等がありますか。

各 委 員 　　なし。

会 長 　　今の段階で質問がないようですので、了解したという形で議論を進めますが、この先の議論の中で、振り返りで質問があれば再度お受けするというようにします。
よろしいでしょうか。

各 委 員 　　了解。

会 長 　　それでは、ウの「秋田市立地適正化計画(素案)に対する都市計画審議会の意見と対応（案）」について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　都市計画審議会の結果と市の考え・対応（案）について説明いたします。
資料3をご覧ください。

立地適正化計画を作成しようとする時は、都市再生特別措置法の規定により、都市計画審議会に諮問する必要があることから、素案の段階で本計画の制度や内容等を秋田市都市計画審議会に報告したものであります。

資料の表は、左から、番号、意見の要旨、そして市の考え・対応を示しております。

更に、意見を踏まえ、計画素案を修正する場合には、市の考え・対応欄の囲み線の中に、修正内容を記載しております。

また、資料は1ページから6ページまでに、審議会の場で寄せられた意見を、7ページ以降に、審議会終了後に個別に委員から寄せられた意見をそれぞれまとめております。

始めに、1として、第44回秋田市都市計画審議会における意見とその対応についてであります。

意見番号1は、がんや認知症の高齢者が空き家などを利用し、ケアを受けながら共同生活の中で終末期を過ごす「ホームホスピス」という施設について、市街化調整区域における空き家の利活用の一環として取り組めないかと

という意見です。

当該施設については、比較的新しい業態の施設であり、現時点で、市街化調整区域での立地の可否を判断することは困難な状況であることから、今後も関係機関と協議しながら調査・研究を進めることとし、本計画には反映しないこととしております。

意見番号2は、本計画に、観光の観点からインバウンド人口や交流人口を要素として取り込むべきという意見です。

本計画における、観光の観点としては、「立地の適正化に関する基本的な方針」の「取組の方向」の中で整理しており、暮らしやすさを含め都市の魅力向上に努めることとし、拠点地域では、観光・文化など地域資源を活用しながらエリア価値の向上を図り、地域住民・来訪者双方をターゲットとしてにぎわい形成を目指すとしています。

意見番号3は、定住促進や働く場に関する意見です。

本計画における、人口減少への対応策としては、「立地の適正化に関する基本方針」の「取組の方向」の中で整理しており、地域の拠点となる都市機能誘導区域を単に生活に必要なサービス施設・機能の集積を図るだけでなく、新たなサービス産業などを誘引すべく、民間投資を呼び込む場と捉えた取組を示しているほか、定住促進においては、暮らしやすさを含め都市の魅力向上に努めることとし、居住環境の改善はもとより、地域資源の活用によるエリア価値の向上などを旨とする旨を記載しております。

また、計画の目標については、特に注力すべき事項を掲げることとし、高齢者や女性の社会参加を促すまちづくり、さらには民間投資とともに経済の好循環によって、地域の活力や新たな価値を引き出すまちづくりを進めるべきとして設定したものであり、その進展によっては、定住促進や働く場の創出につながっていくものと考えていることを記載しております。

意見番号4は、交通環境に関して、鉄道を挟んだ東西軸の連携について、その対応を計画に盛り込むべきという意見です。

東西軸の交通連携については、現在複数の都市計画道路事業が進められており、既に方向付けがなされている状況を記載しております。

意見番号5は、各誘導区域設定の指標の一つとした、「生活サービス率」の将来的な変化を予測すべきという意見です。

意見を踏まえ、将来の人口密度との関係から生活サービス施設の減少、生活サービス率を推計し、検証を行いましたので、その結果を記載しております。

ここでは、施設利用圏の重なりを表現した「生活サービス率」と、その偏りを表現した「生活サービス率の偏差値」のそれぞれで整理することとし、結論として、「生活サービス率」は、現状のまま推移した時の趨勢ケースでは、中央・東部・北部・河辺の各地域中心で、施設数の減少による生活サービス率の減少が確認されました。

一方、誘導区域の設定を想定したケースでは、周辺人口密度が維持される

ことから、各地域中心では、生活サービス率が維持できることを確認しております。

「生活サービス率の偏差値」は、趨勢ケースでは、都市全体で施設数が減少することから、各地域中心とそれ以外の区域との、生活サービス率の偏差値の差が縮まり、各地域の拠点性が薄れていくことが確認されました。

一方、誘導区域の設定を想定したケースでは、都市機能誘導区域を設定した各地域中心の偏差値が周辺部と比較して高くなっており、各地域中心とそれ以外の区域でメリハリが出てくることを確認しております。

本日は説明を割愛させていただきますが、参考資料1に、ケーススタディの詳細をまとめております。

意見番号6は、都市機能・居住の各誘導区域への誘導の実行性を高めるための意見ですが、本計画では、市民の居住に対する多様なニーズに配慮して、都市機能・居住の各誘導区域外においても、地域特性を踏まえた居住ゾーンを設定し、それに対応した施策を位置付ける旨を記載しております。

意見番号7は、市街化調整区域における規制について、農業以外の経済活動に対して、緩やかな視点に立って運用を図るべきというものです。

都市のコンパクト化を進めていく上では、それと相反する市街地の拡大は抑制すべきものとし、市街化区域と市街化調整区域に区分する「区域区分制度」を基本に開発をコントロールしているところであり、このことは本市の都市計画の基本的な方針に基づき運用され、今後も堅持していくことを記載しております。

そうした中で、市街化調整区域の農業集落等は、人口減少・高齢化の進行によって、集落の維持が困難になってきていることから、平成26年に、一定の集落区域における規制緩和をしたほか、このたびの立地適正化計画の策定においては、定住・移住につながるよう、二地域居住によって、都市住民との交流の促進を図ることとし、これまで制限のあった住宅の賃借について、一定の集落区域、空き家を対象に規制緩和することを記載しております。

結語として、市街化調整区域での土地利用については、今後とも当該区域の性格や地域の実情を踏まえ、適切に運用していく旨を記載しております。

意見番号8は、スポーツ施設の誘導施設への位置付けに対する疑問であります。

本計画における誘導施設として、スポーツ施設を位置付ける際の条件としては、競技スポーツを前提にした施設ではなく、あくまでも市民生活の中で健康増進に資する施設となること。さらに、そうした条件のもとで、本市の状況をみた場合、市民サービスセンターやコミュニティセンターにそうした機能が整備されていることから、本計画の誘導施設としての位置付けは必要ないものとした考えを記載しております。

意見番号9は、各地域の拠点以外の市民や、高齢者に対する丁寧な説明を求める意見であります。

都市機能や居住を誘導するためには、市民や事業者の理解と協力が不可欠

であるため、これまで、あらゆる機会を通じてPR、説明を行ってきたところであり、今後も引き続き、理解を求めるべく周知に努める旨を記載しております。

また、なお書きとして、本市がコンパクトシティ形成を目指す背景を記載しております。

意見番号10は、立地適正化計画の見直しと、区域区分の見直しとの関係についての意見です。

立地適正化計画はおおむね5年ごとに評価することとされており、その結果を受けて必要があれば計画を見直すことを記載しております。

加えて、見直しに関しては、区域区分と無関係ではないものの、基本的には、本計画が都市計画マスタープランの一部とされていることを踏まえ、秋田市総合都市計画と整合する形で対応する旨を記載しております。

意見番号11は、バス路線網の形成をどのように進めていくかについての意見であり、誘導施策に位置付ける幹線バス路線網の検討を実施する旨記載しております。

意見番号12および13は、目標値に関する意見です。

本計画の目標値については、人口減少・高齢化が進む中であっても、維持すべきものとして設定しており、達成状況などの評価にあたっては、原因を分析した上で、必要な対応を検討する旨を記載しております。

意見番号14は、関係計画の一つである「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合をどのように図るのかというものですが、計画の目的の違いから、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる目標人口を達成することとは趣旨が異なり、本計画がそれを担うものではないことを記載しております。

意見番号15は、北部地域の居住誘導区域内における津波のハザード区域の安全性に対する懸念ではありますが、当該地区は、避難計画や災害時の避難標識などの対策を講じることを前提に居住誘導区域を設定したものであることを記載しております。

意見番号16は、中央地域と北部地域を結ぶ、主要なバス路線沿線に居住誘導区域を設定することが移動速度の低下を招き、拠点間の連携を阻害するのではないかという意見です。

本計画では、都市構造上において、北部地域の生活拠点と中央地域の高次・広域拠点の機能連携を図ることとし、それをバスによる公共交通でつなげ、さらに、その路線を維持していくため、その利用圏域に一定の人口集積が必要であるとして居住誘導区域に設定したこと、今後、バス交通の利便性の向上はもとより、「泉・外旭川新駅の設置」や「幹線バス路線網の検討」などの取組により、公共交通利用への転換を推進して、幹線道路の自動車交通量の低減に努めていくこと、また、当該区間においては、都市計画道路外旭川新川線の整備を実施しているところであり、全線が開通すれば、これまで新国道で受けていた交通量の一部が分散されるため、交通環境の改善が見

込まれること、加えて、今後の人口減少により、居住誘導区域内の目標人口密度を達成した場合であっても、区域内人口は約10%減少することが見込まれており、当該区間における自動車の過度な発生集中は避けられ、拠点間連携を阻害するものではないことを記載しております。

7ページをご覧ください。

2として、審議会以降に個別に委員から寄せられた意見とその対応についてであります。

意見番号1は、計画の名称が何の計画なのかがイメージできないというのですが、会議冒頭に申し上げましたとおり、計画の名称については、これまでの本市ホームページ上での検討状況の情報公開や住民説明のための広報、新聞報道などにより、市民に浸透している状況があるため、混乱を避ける意味も含めて、これまでどおり「秋田市立地適正化計画」とさせていただきます。

意見番号2は、元号の変更が決まっていることから、その取扱いを検討すべきとするもので、資料記載のとおり、計画書の目次の末尾に、西暦と和暦の表記について取扱いを明示するとともに、計画書全体に反映するものです。

意見番号3から、10ページの意見番号10までは、記載内容をより正確に、具体的に伝えるための意見であり、主に加筆修正することで、文言を整理しております。

意見番号11は、これまで都市機能誘導施設として表現してきたものに対し、正確に表記すべきというもので、法律の規定と同様に、都市機能増進施設と改め、略称を誘導施設として統一しております。

意見番号12および13は、本市立地適正化計画で独自に位置付けている「動向把握施設」に関する意見で、設定意図をより正確に伝えるため加筆修正しております。

意見番号14は、誘導施策の分類等に関する表現に対する意見で、文言を整理しております。

意見番号15は、目標3に係る効果として、都市機能誘導区域内平均地価と変動率を並列で記載していることの意味を問われたものです。

当該指標は、平均地価にウェイトを置いています。変化の度合も重要であるとして変動率についても設定したこと、変動率については、二次的な指標となるため、その位置付けを明確にするるとともに、表を区分して表記する旨を記載しております。

都市計画審議会での意見とその対応について説明は以上です。

会 長 ただ今、説明のありました、都市計画審議会における意見と対応（案）について、ご意見等がありますか。

C 委員 5ページの16番について、記載されている公共交通に関する市の考えに

ついて、賛成の立場から質問します。

本計画では、誘導施策等で「幹線バス路線網の再編」が位置付けられていますが、再編にあたっては、秋田駅中心の放射線状のバス路線一辺倒というだけでなく、それぞれの地域中心を核とした小さなコミュニティ路線等も複合的に噛み合わせたような、コンパクトシティにふさわしいバス路線網の再編に向けた検討がなされるものだとイメージしています。市が想定しているバス路線の再編というのは、どのような方向性で今後議論されていくのかお聞かせください。

事務局

現在、46路線112系統のバス路線網が秋田市内に張り巡らされておりますが、「幹線バス路線網の検討」については、幹線バスとして将来的にも維持していこうとする路線を整理し、行政側も支援していこうというものです。

それ以外の支線や、地域内のコミュニティバスについてのあり方や、さらにバス路線がない地域を今後どうするかについては、地域内の住民との話し合いを持ちながら、今後検討していきたいと考えています。

今回の幹線バス路線網の調査については、現状のバス路線の中から幹線系のバス路線の位置付け、そして、残りの支線をどう整理するかが成果のイメージであり、今ある系統を変えるものではないということをご理解願います。

会長

4ページの市街化調整区域の規制における市の考えの記載の中で、これまで制限のあった住宅の賃借について、一定の集落区域、空き家を対象に規制緩和するとありますが、計画書に規制緩和の方向性を記載しているのですか。

事務局

計画書の73ページの(1)「居住誘導区域外を対象とした施策」の「実施する施策等」の5として、「開発許可制度の弾力的な運用」という中で、空き家の賃貸住宅としての活用等と記載しています。

なお、実際の運用に際しては、詳細な基準等の設定が必要であり、計画が策定された後、作業に入りたいと考えています。

D委員

資料3、2ページの5番の市の考え方について、参考資料1も含めて質問します。

現状のままでいくと人口密度が低くなり、生活サービス施設が撤退されることが予想されることから、50人/h a以上の人口を確保することによって、都市機能誘導区域の施設を維持しようという考え方であると理解しています。50人/h a以上確保できなかった場合、どう対応するのか市の考え方を教えていただきたい。

事務局

生活サービス施設については、資料4の15ページに現状の集積度を表した地図があります。参考資料1は、都市計画審議会で、将来これがどうなるのか検証する必要があるのではないかと意見されたことから、追加作業として検証したものです。

国の資料によると、施設の立地数は、周辺人口と高い相関関係があるとされており、本市における、将来の生活サービス施設数は、将来人口の推計値から、医療施設で25%減、商業施設で25%減、子育て支援施設で40%減となることが推計されます。あくまでも計算上の話であるため、実際どうなるかは分からない部分もあり、この度の検証では、前後10%ずつ、各施設の減少率を設定しています。これは、人口減少に伴い施設が無くなるという想定で計算です。そのような想定により、生活サービス率や生活サービス率の偏差値で分布させると、参考資料1の6ページ以降の図にある、現状のまま推移した時の趨勢ケースと、誘導区域を設定して想定したケースにそれぞれ表されます。

この作業については、都市計画審議会での意見を踏まえ、周辺人口密度が50人/haを維持された場合には施設が減少しないという前提のもと、将来の生活サービス施設の分布について検証したものです。

D 委員

参考資料1の表2の2040年の235,500人が、将来何もしなければ居住誘導区域内人口が113,400人になるが、目標値である50人/haになるように居住を誘導すると、居住誘導区域内人口が134,700人になるという理解でいいでしょうか。

事務局

居住誘導区域内の人口ではなく、都市機能誘導区域内における医療施設、商業施設、子育て支援施設の立地に対して行ったものです。居住誘導区域内の目標とする人口密度50人/haとは別の検証作業です。

この度の検証作業でポイントとなるのは、2ページの関数式で、都道府県の人口と施設数の関係から関数を導き出した信頼度の高いもので、この式に代入して算定したものです。3ページの表2にある施設の減少数、低位、中位、高位における割合について、代入した結果では、医療施設25%、商業施設25%、子育て支援施設40%となります。それらの数値に前後10%を加えてケーススタディしたものです。5ページにあります図4が結果を端的に表したものとなりますが、右側の山が拠点エリアのイメージであり、現況を頂点とした場合、人口減少下においても誘導区域は高いサービス率の数値となっています。なにもしなければ、この山がなくなり平坦な図になります。

検証結果を見ると今まで行ってきた議論が、正しいものであったと判断できます。

D 委員

検証は、生活サービス施設に対する将来予測であることを理解しました。

資料3の5ページの12番に、目標値に関する市の考えが掲載されています。下回った場合は原因を分析し対応を検討するとあり、それに対しては賛同しますが、実態は基準値をクリアすることは厳しいものであると委員の皆様にはご理解いただきたいと思います。

会 長 他にいかがでしょうか。

各 委 員 特になし。

会 長 他にないようですので、『案』をとり、都市計画審議会で寄せられた意見に対する市の考え・対応として確定したいと思います。

次に、議事の(2)「秋田市立地適正化計画(案)」について、事務局より説明願います。

事 務 局 秋田市立地適正化計画(案)について説明いたします。

資料4をご覧ください。

資料4の計画書(案)は、本日の会議用資料として、計画(素案)から修正した箇所を下線表記しております。

また、修正前後の対象表を参考資料2として配布させていただいておりますので併せてご確認ください。

議事(1)で説明させていただきましたとおり、全体としては部分修正が主で、計画の根幹となる基本方針、区域、施策等での修正はありません。

本日は、時間の関係もありますので、大変恐縮ですが、素案からの修正部分についての説明とさせていただきますのでよろしくお願いします。

資料4をご覧ください。

目次のiiページをご覧ください。

6番の項目名を、都市再生特別措置法上の名称と合わせ、「都市機能増進施設(誘導施設)の設定」とするとともに、6の1、6の2、7の1について、同法に規定する略称と合わせ、「誘導施設」に修正しております。

なお、略称の修正については、計画全体で実施しております。

また、元号が変わることが決定していることから、目次末尾に西暦と和暦の表記について追記しております。

1ページをご覧ください。

「1の1、計画の背景・目的」の冒頭の文章について、人口の推移の説明を時系列に整理し、加筆修正しております。

5ページをご覧ください。

1の2の1、「計画の位置付けおよび目標年次」について、具体的に記載するため、計画制度の概要と、上位・関係計画との関係を加筆修正しております。

7ページをご覧ください。

【解決すべき課題】について、前段の【現状】と【将来見通し】とのつながりを考慮し、文言を整理しております。

14ページをご覧ください。

こちらも【解決すべき課題】について、前段の【現状】と【将来見通し】とのつながりを考慮し、文言を整理しております。

29ページをご覧ください。

3の「立地の適正化に関する基本的な方針」について、以降に記載する都市構造や、都市機能・居住の各誘導区域の設定に対し、その基礎となる考え方を示すこととし、本市のまちづくりの方針の「第6次秋田市総合都市計画」に掲げる『多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成』を念頭に設定する旨加筆修正しております。

32ページをご覧ください。

【行政運営】に関する取組の方向の3ポツ目について、わかりやすい表現にするため、文や文節を入れ替えるなどして修正をしております。

34ページをご覧ください。

4の1「将来都市構造の基本的な考え方と実現に向けた施策展開」ですが、以降に記載する文章や図の内容を踏まえ、項目名を加筆修正しております。

また、修正した内容に対応するかたちで、文章を加筆修正し、都市機能・居住の誘導方針につながるようにしております。

36ページをご覧ください。

4の2「目指すべき将来都市構造」について、それまでの記載内容を受けかたちで文章を加筆した上で、各地域の拠点の位置付けを表現し、下段に挿入している二つの概念図に対応するよう、各地域の拠点と居住との関係について記載内容を加筆修正しております。

48ページをご覧ください。

5の1の2、「各誘導区域に含めないエリア」についての『なお書き』の部分です。

修正前の表現が、津波や洪水のハザード区域を積極的に居住誘導区域に含める印象を受けるといった意見を受け、記載のとおり、対策を講じる地域を限定的に区域とする旨、表現を修正しております。

64ページをご覧ください。

誘導施設と動向把握施設それぞれの位置付けの違いや、届出対象となるのかどうかなどがわかりづらいという意見を受け、修正しております。

1段落目の末尾に括弧書きで、誘導施設の届出に関する記述を加筆するとともに、2段落目について、動向把握施設の位置付けや取扱いについて、より具体的に加筆修正しております。

65ページをご覧ください。

7の「誘導施策の設定」に係る施策の分類について説明する文章が不十分であるという意見を受け、修正しております。

66ページと併せて、参考資料2の6ページをご覧ください。

「都市機能誘導区域内を対象とした施策」の「実施する施策等」の4、事業名欄に記載していた、都市計画道路事業（千秋久保田町線）を削除しております。

当該事業は、秋田駅西口付近で実施しているものでありますが、都市計画道路事業については、68ページに記載する「（2）都市機能の維持・増進に資するその他の施策」の施策の5にある都市計画道路事業で他の路線を含め位置付けていることから、千秋久保田町線についても、ここに内包されるものとして整理したものです。

70ページをご覧ください。

「居住誘導区域内を対象とした施策」の「実施する施策等」の3、空き家定住促進事業についてです。

こちらは、参考資料2の7ページで説明させていただきます。

「空き家定住促進事業」については、移住・定住施策のひとつとして、市外からの移住者を対象とした事業でありましたが、中心市街地活性化基本計画区域内については、「まちなか居住推進事業」として、市内在住者が支援を受けることが可能であったため、本計画における「実施する施策等」に位置付けておりました。

また、素案の段階では、これまで対象となっていなかった、市内在住者が、居住誘導区域内の空き家の利活用に支援を受けられるよう、「今後検討する施策等」に「空き家定住促進事業の拡充」を位置付けておりました。

その後、事業担当部局との調整により、空き家定住促進事業を拡充し、市内在住者が、居住誘導区域内の空き家を利活用する際にも、支援対象となる目処がついたことから、「実施する施策」の3の事業概要に、「居住誘導区域」を加え、事業名を「空き家定住促進事業」と修正しております。

この修正に伴い、「今後検討する施策等」に位置付けていた「空き家定住促進事業の拡充」を削除しております。

資料4、79ページをご覧ください。

目標3の効果について、平均地価と変動率の目標値をそれぞれ基準値以上としていたものに対して、並列して記載していたものを、表中で区分しております。

更に、表の下に、平均地価の変動率は平均地価の変化を評価するための二次的な指標として使用する旨加筆しております。

秋田市立地適正化計画（案）について説明は以上です。

会 長 ただ今、説明のありました、秋田市立地適正化計画（案）について、ご意見等はありませんか。

C 委員 前回の協議会での意見が反映されていない部分があります。4ページの駐車場配置適正化区域と跡地等管理区域について、任意の設定であることから今回の立地適正化計画では設定しないと記載すべきではないかという意見

と、本計画の策定により、都市計画法上の用途地域は変わらないということに記載すべきではないかという意見に対しての対応です。図1-5の立地適正化計画のイメージの下にでも記載すると分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局 任意で設定することが可能な駐車場配置適正化区域と跡地等管理区域については、将来を考えた場合、検討される可能性もあることから、ご指摘の修正については慎重に判断することが必要であると考えています。

また、用途地域についても、誘導施策の一つとして見直しする可能性もあると記載していることから、将来的な対応にはなるものの、どのように表現するか難しいところで、誤解のないような表現に修正する必要があると考えています。

C委員 記載や表現については、会長と事務局に一任します。

会長 C委員の意見を整理すると、駐車場配置適正化区域と跡地等管理区域を計画書に記載することはいいが、記載するのであれば、今回の計画では指定しない旨も伝えるべきということですが、これについては、どこまで詳しく説明するか考える必要があります。用途地域については、この計画に伴ってすぐに変えないとしても、将来的に変えていくのは適正な考え方と思います。立地適正化計画と用途地域については、計画策定の段階では別物だということを示すのか、示さなくても自明の理であることなので記載しないか、C委員の問題提起については、事務局と誤解のないように整理したいと思います。

C委員 前回の協議会で他の委員から出された意見ですが、37ページの高次・広域拠点のイメージの説明書きの3つに加えて、居住促進を図ることについても記載すべきという意見に対し、追記することとしていたと思いますが、この対応はどうなったのでしょうか。

事務局 36ページの目指すべき将来都市構造の中で、高次・広域拠点の居住に対し、詳しく記載することで対応しています。拠点の考え方と居住の考え方について、イラストで表示したことにより基本的な考え方を示したものと捉えています。37から41ページについては、それを補足するような形で整理しています。36ページを詳細に記載することで、37ページ以降の説明が活かされるように工夫し、前回の協議会の意見に対応したものです。

C委員 理解しました。ただ、1点心配なのが中心市街活性化基本計画との整合の中で、居住も図るということになっています。居住という言葉を示すかしないかの判断はお任せしますが心配です。

事務局 高次・広域拠点や生活拠点における居住については、表現方法を工夫し対応します。

C 委員 75ページの公共交通に係る施策について、市の交通計画の中でコミュニティサイクルの推進が明記されています。公共交通の中にコミュニティサイクルが入るかどうかは議論されるかもしれませんが、コンパクトシティの中で地域中心を核として交流を密にしていくという方向であれば、コミュニティサイクルも施策に記載してもいいのではないのでしょうか。

事務局 コミュニティサイクルについては、現在、中心市街地活性化基本計画や公共交通ビジョンにおいて検討状況の段階であり、導入が確定されたものではありません。公共交通につきましては、主に地域中心と都心との連結を主眼としており、地域中心内や都心中心市街地内の中のコミュニティサイクルは有効であると思いますが、公共交通の位置付けとは異なるものであります。そのため、立地適正化計画では、大きな地域間連携の公共交通の施策を記載することとし、コミュニティサイクルについては掲載を見送りたいと考えております。

会長 他にいかがでしょうか。

他にご質問等はないようですので、事務局より示された「秋田市立地適正化計画（案）」についてお諮りしたいと思います。

これまでの議論の中で、骨格的な部分での内容の修正はありませんでしたが、C委員からの駐車場配置適正化区域と跡地等管理区域や用途地域の扱いについて意見がありましたので、事務局と調整し必要があれば加筆することを条件とし、事務局提案の秋田市立地適正化計画を都市再生協議会です承するという事によろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、事務局提案の「秋田市立地適正化計画（案）」に対して異議がないこととし、これを決定します。

以上で、次第4の議事について終了いたします。

次第5の「その他」以降につきましては、事務局より進行をお願いします。

5 その他

司 会 会長、ありがとうございました。

それでは、次第の5「その他」についてであります。その他につきましては、事務局より報告があります。

事務局

会長、委員の皆様ありがとうございました。

先ほど、会長からお話しがありましたとおり、立地適正化計画の本協議会での検討は、基本的には本日で終了します。この後、計画（案）を2月市議会定例会の常任委員会で報告した後、3月20日に法定手続きであります秋田市都市計画審議会において意見聴取を行う予定です。

そこで、可となれば、3月内に内部の事務手続きを行って、本計画を決定することになります。なお、本協議会委員の任期は、新年度にまたぎ2年となっております。協議会の所掌事項はおおむね完了したわけですが、以降、諸情勢に変化が出てくるような場合には、ご意見を頂戴する場面もあらうかと思っておりますので、引き続き、本協議会の委員の就任にご理解いただきますようお願いいたします。加えて、計画を決定した際には、改めて、委員の皆様にご報告いたしますので、よろしく申し上げます。会長、委員の皆様ありがとうございました。

会長

私から最後に一言いいでしょうか。

司会

お願いします。

会長

本協議会では、本日欠席されている委員を含め、各委員からそれぞれの立場の中でご意見をいただき、多くの議論を重ねることができたと思っております。

本日も多くのご意見をいただき、委員の皆様には、計画策定にご尽力いただきありがとうございました。秋田市立地適正化計画は、シビアな面や難しい調整もありながらも、性能のよい計画になっている印象を受けています。

そうした点で、調整や計画の策定にご尽力いただいた行政の職員の方々への努力もあったかと思っております。また、テクニカルな面で支えていただいたコンサルタントの方々にもご尽力いただいたと理解しております。ありがとうございました。

司会

最後に、市を代表しまして、都市整備部長の平山より、皆様にご挨拶を申し上げます。

平山部長

長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

昨年6月に第1回目の会議を開催いたしまして、本日まで、計6回の協議会の中で多くの議論を重ねました。本日は、会長と事務局に一任という案件もありましたが、おおむね協議会としての案を取りまとめることができました。

会長をはじめ委員の皆様には、長期にわたるタイトなスケジュールの中で日程等を調整し、各委員の立場から建設的な議論をしていただいたことに対し、感謝とお礼を申し上げます。

本計画は4月から始動いたしますが、本市が目指す多核集約型のコンパクト

トな市街地の形成に向けまして、市民、事業者の皆様と問題意識を共有しながら、理解と協力のもとで計画を着実に進めることにより将来に渡って持続可能な都市経営、まちづくりを進めてまいりたいと考えています。

委員の皆様方には、今後とも本市のまちづくりに対しまして、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

この度は、長期間にわたり、本当にありがとうございました。

6 閉 会

司 会

それでは、これをもちまして、第6回秋田市都市再生協議会を終了します。

これは、平成30年2月15日に開催された、第6回秋田市都市再生協議会の議事要旨である。